



## 「日本国憲法改正」と「日本国憲法改正国民投票法案の国会上程」 に反対します

自由民主党は10月28日、現行憲法の「改正案」ではなく「新憲法草案」を発表しました。この新憲法草案は、戦力不保持を定めた現憲法の「第9条2項」を削除して、内閣総理大臣を最高指揮者とする「自衛軍」を保持し「集団的自衛権」をも行使できるようにすることを目指していることが明らかになりました。

日本YWCAは、真の平和実現のために活動するキリスト教団体として60年前のアジア太平洋戦争を阻止できなかった反省を踏まえ、非武装を明記し紛争解決のために武力を用いないと謳った日本国憲法の精神に則り、戦後一貫して「憲法第9条を守る」ことを運動の柱に掲げてきました。

とりわけ、今、国際情勢において非暴力を推し進めることの重要性はますます高まり、第9条の精神が評価されるようになってきました。このような中で、戦争のできる新憲法を制定しようとするのは、国際社会とくにアジアの国々に不信の念を与え、平和構築への道を逆行するものとして深い危惧を覚えざるを得ません。

今年9月の衆議院選挙の結果、自由民主党および公明党の与党は、衆議院において絶対安定多数の3分の2議席を確保しました。そのことを背景に、新憲法草案では改正に必要な国会発議の議決数をも、過半数に変えようとしています。

このような改憲の流れを一層進めるため、さらに、憲法調査特別委員会での、憲法を変えるための手続き法案すなわち「日本国憲法改正国民投票法案」についての議論が、改憲派に都合のよい流れにしていく恐れが大いにあります。2006年の通常国会に提案される可能性があるこの法案の上程に、私たちは強く反対します。

日本国憲法の精神から意図的・政治的に乖離させられている現状の中で、この歪められた現実にあわせて憲法を変えるのではなく、平和憲法に則って「日本国憲法の理念」を国の内外に内実化させる努力こそが必要です。対話を重んじ、国際社会の特にアジア近隣諸国との相互の信頼関係を築き上げる、真の平和外交に徹するべきです。

日本YWCAは、平和構築の妨げに繋がる「新憲法」の制定、そのための「憲法改正国民投票法」制定の動きに強く反対します。

2005年10月31日

日本キリスト教女子青年会（日本YWCA）  
会長 青木 恵子  
総幹事 松下 起子